

議案第24号

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>